

甲斐市男女共同参画推進委員会

市 民 対 話 集 会

日 時：平成 24 年 7 月 3 日（火）

午後 1 時 30 分から

会 場：甲斐市役所新館 2 階 防災安全対策室

次 第

開 会

- 1 甲斐市男女共同参画推進委員会委員長あいさつ
- 2 市長あいさつ
- 3 甲斐市男女共同参画推進委員紹介
- 4 職員紹介
- 5 甲斐市男女共同参画推進委員会の活動内容説明
- 6 対 話 「男女共同参画について」
 - ① 庁内体制と取り組み
 - ② 教育現場への対応
 - ③ 女性の視点から見た防災への取り組み
 - ④ 自治会活動での男女共同参画の取り組み
 - ⑤ その他

閉 会

甲斐市男女共同参画推進委員会 委員名簿

	氏名	役職	備考
1	飯野 美佐子	副委員長	
2	伊藤 廣邦	アンケート部会副部会長	
3	長田 美恵子		
4	梶原 照夫	啓発部会部会長	
5	加藤 京子	委員長	
6	橘田 照美	アンケート部会部会長	
7	新海 松男		
8	新海 泰男		
9	末木 今朝夫	副委員長	
10	滝川 美幸		
11	但田 孝子	企画部会副部会長	
12	田中 貴美子	企画部会部会長	
13	田中 慶子		
14	田中 陽子		
15	長坂 美津子	啓発部会副部会長	
16	中澤 弥生		
17	中島 孝子		
18	原田 重子		
19	福岡 直也		
20	村井 つかさ		
21	山下 一		
22	山田 健一郎	副委員長	

市出席者名簿

市長 保坂 武

副市長 小宮山 俊彦

教育長 小宮山 努

総務部長 加々美 英

生活環境部長 笹本 嘉朝

消防防災対策室長 金丸 博

市民活動支援課長 勝村 秀彦

秘書政策課長 有泉 善人

指導監 内藤 和彦

ほか関係職員

庁内体制と取組み

平成２２年４月に甲斐市男女共同参画推進条例が施行され、第２２条には「市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に計画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。」と書かれています。

このたび、市では、市長を長とし、関係部局長を委員とする「甲斐市男女共同参画推進本部設置要綱」を制定しました。

主な内容は

- ① 男女共同参画施策の総合的な企画及び推進
- ② 男女共同参画に関する関係部局相互の連携及び調整
- ③ 男女共同参画基本計画の推進等とし、本部員の女性の割合は３０％以上を目標値とします。

また、平成２２年に策定されました第２次甲斐ヒューマンプランにおいても、各種審議会委員等への女性登用率３０％を目指すことと、行政における女性の職域の拡大と管理職への積極的な登用に努めることとなっています。

※甲斐市行政委員・審議会委員等の女性の登用状況

	法令委員 (うち女性)	割合	相談員 (うち女性)	割合	審議会 委員等 (うち女性)	割合
平成２１年度	５６（１０）	１７．９％	１９９ (１１３)	５６．８％	４６６ (１３７)	２９．４％
平成２２年度	５６（ ９）	１６．１％	１９９ (１１３)	５６．８％	４３５ (１２１)	２７．８％
平成２３年度	５６（ ９）	１６．１％	１９８ (１１６)	５８．６％	３７７ (１１４)	３０．２％
平成２４年度	５６（ ８）	１４．３％	１９４ (１１５)	５９．３％	４２９ (１２５)	２９．１％

※甲斐市職員の女性登用状況

	職員 ※管理職 (うち女性)	割合	職員 ※部長 (うち女性)	割合	職員 ※課長 (うち女性)	割合
平成２１年度	５７（１４）	２４．６％	１０（１）	１０．０％	３４（２）	５．９％
平成２２年度	５７（１５）	２６．３％	１０（１）	１０．０％	３３（２）	６．１％
平成２３年度	５６（１７）	３０．４％	１０（０）	０％	３１（４）	１２．９％
平成２４年度	５６（１７）	３０．４％	１０（０）	０％	３１（４）	１２．９％

引続き、管理職への女性の登用を積極的に行っていくとともに、職員に対しても政策・方針決定過程への女性の参画や審議会等への女性の登用についても周知していきます。

1 男女混合名簿について

	使用している	使用率
小学校 (11)	6校	54.5%
中学校 (6)	0校	0%
全 体 (16)	6校	37.5%

2 児童会（生徒会）本部役員及び学級会長に占める女子児童（生徒）の割合

	4割	5割	6割	7割
小学校 (11)	4校	4校	2校	1校
中学校 (6)	2校	3校	0校	0校
全 体 (16)	6校	7校	2校	1校

3 男女共同参画についての実践例

学年	教科	内 容
小1	生活	家族の役割、家の仕事について。父親だから、母親だからではなく、家事を分担すること。
小4	総合	いのちについて。
小6	社会	男女の平等について。
中3	公民	男女共同参画社会基本法、男性の育児休業、夫婦別姓。
中3	家庭	子育てについて。保育実習。

- ・甲斐市の男女共同参画推進標語に参加。（中学校）
- ・男子と女子が協力して給食準備や清掃に取り組んだり、教師が男女の別なく「〇〇さん」と呼んだりなど、日ごろの学校生活の中で、男女共同の意識を涵養している。

4 人権についての実践例

学年	内 容
小2	助産師を招いて「いのちの学習」を行う。自分も友だちも大切であり、生まれてきたことへの喜びと感謝の気持ちををはぐくむ。
小4	人権擁護委員、弁護士、保護司を招いて「人権に対する基本的な考え方」について学習する。

- ・人権作文や「社会を明るくする運動」作文に参加。（中学校）

5 その他（PTA役員における母親の割合）

- ・会 長 31.3%（16人中 5名）
- ・副会長 68.3%（63人中43名）

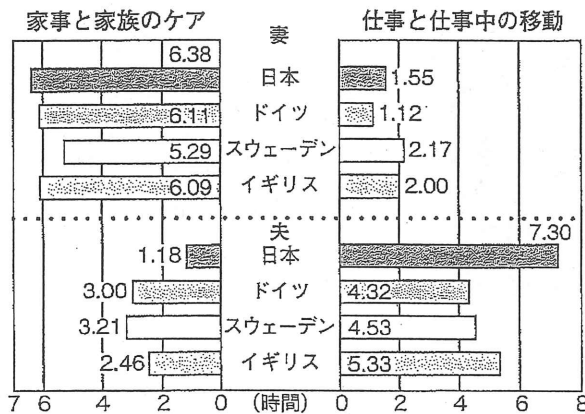


ウオッチング

男女共同参画社会をめざして

男女共同参画社会基本法が、1999年に成立しています。男女共同参画社会とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会の

ことです。基本理念には家庭の外の仕事は男、家庭の内の仕事は女がするという社会的な慣行もできるだけ中立なものにする配慮がうたわれています。



4図 ▶ 仕事や家事に費やす時間の国際比較

(週全体、末子が6歳以下(日本は5歳以下)の夫・妻)
(総務省統計局「平成18年社会生活基本調査」)

注・仕事と仕事上の移動時間は、休日も含めた7日間の平均値である。

・6歳以下の子がいる妻は無職や育児休業中の人がいるため、仕事時間の平均値が短くなっていると考えられる。

・国により定義の相違があるため、比較には注意を要する。

育児休業法とワーク・ライフ・バランス

育児休業法は、1992年に施行された(1995年に「育児・介護休業法」に改正)、原則、1歳未満の子を養育している労働者が育児のために休業できることを定めた法律です。

子育てと仕事を両立させるためには、育児休業だけでなく、日常の仕事と生活のバランスが重要であるとして、2007年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」が定められ、男性の育児休業取得率を引き上げるなどの目標がかかげられています。

2009年の育児休業取得率(女性は出産者に対する取得者の割合、男性は妻が出産した者に対する取得者の割合)は、女性が85.6%で、男性が1.72%です。



こうしてパパは育児休業を取った

二年前の双子の出産のときには、妻が育児休業を取った。前回に続き、今回も妻が育児休業を取るというのも選択肢の一つだった。けれど、二年前に育児休業を取得し、さらに、また一年間育児休業をとることは、夫婦間で公平さに欠けるような気がした。

それに、妻にしてみれば、やっと復帰後の仕事に軌道に乗った矢先。育児休業はもちろん、産休もとらずに一日も早く出勤したいというのが正直な気持ちのようだった。二歳の双子は、長くいっしょに過ごしている妻にベッタリだ。けれど、子育ては本当に母親だけができることなのか。努力によって自分にもできるかどうか、挑戦してみたい気がしたのである。

本当に子育ては自分でも驚くほど発見と感動の連続だった。世の男性は、こんな楽しみを今まで女性に独占させていたのか、と正直思う。願わくは、一人でも多くの男性に、子育ての喜びや楽しみを味わってもらいたい。(山田正人「経産省の山田課長補佐、ただいま育児中」より作成)



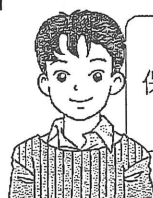
男女の生物学的なちがいはなく、男は外で仕事、女は家の仕事というような社会的・文化的な男女の性差のことをジェンダーといいます。世界では国連を中心にジェンダーを見直す取り組みが行われています。



④24時間保育所
(北九州市)



④保育所に子どもをむかえにきた父親(東京都)



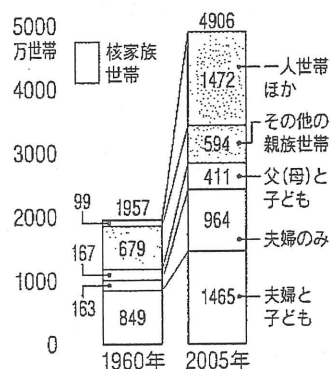
24時間開いている
保育所もあるんだね。

身近な地域の保育所の
様子はどのようだろう。



1 家族と 社会生活

家族の役割は何でしょう。また、男女共同参画社会について考えてみましょう。

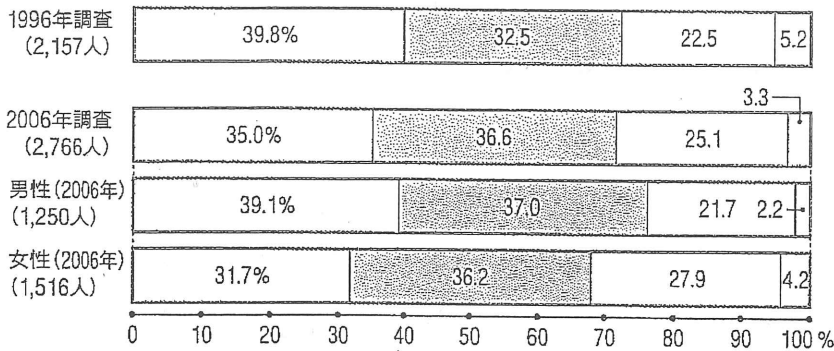


④家族類型別世帯数の推移
(「日本統計年鑑」ほか)

家族は、わたしたちが最初に出会う最も身近な社会集団で、夫婦、親子、きょうだいなどから構成されています。そのなかでわたしたちは安らぎを得、支え合い、成長し、社会生活に必要な基本的ルールを身につけていきます。しかし、人々が家族に求めるものは時代によって変化してきており、今日、家族の多様化が進んできています。

例えば、家族の形態について見ると、かつて日本では、大家族が多く見られましたが、今日では、親とまだ結婚していない子どもだけ、および夫婦のみの核家族世帯が全体の約6割をしめています。また、一人だけで生活している一人世帯も増えてきています。

家族についての基本的な原則は、「個人の尊厳と両性の本質的平等」です(日本国憲法第24条)。家族は、おたがいに助け合っていかなければ



- ☐ 結婚する以上、夫婦は必ず同じ姓を名のるべきで、現在の法律を改める必要はない
- ☒ 夫婦が結婚前の姓を名のることを希望している場合には、夫婦それぞれ結婚する前の姓を名のることができるように法律を改めてもかまわない
- ☐ 夫婦が結婚前の姓を名のることを希望していても、夫婦は必ず同じ姓を名のるべきだが、結婚によって姓を改めた人が結婚前の姓を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない
- ☐ わからない

㊦夫婦別姓の賛否についての世論調査 (内閣府世論調査 2006年)

ればなりません、その場合でも、家族一人ひとりの人格と自主性を尊重することが大切です。民法では家族について、夫婦はたがいに協力し、子どもに親権を行使することが明文化されています。

→p.185

- 5 男女共同参画社会に向けて 戦前の日本は、個人よりも「家」を重んじる制度(家制度)をとっていました。戦後、日本国憲法と改正された民法などによって、法律の上では男女平等が実現しました。しかし、今日においても、「男は外で仕事、女は家で家事、育児」といった伝統的な性別役割分担の意識が、多くの人々に残っていることも事実です。

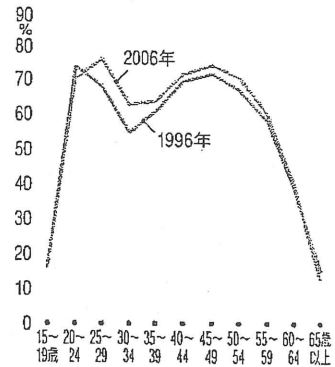
→p.187 *p.202

- 15 そのようななかで、男女雇用機会均等法が改正され、さらに男女共同参画社会基本法が施行(1999年)され、男女の区別なく、個人として能力を生かすことができる社会づくりが進んできています。男女共同参画社会の実現には、保育サービスの多様化、子育てや介護のための休暇制度の充実など、仕事と子育て・介護が両立できる環境づくりが必要になっています。

- 20 わたしたち一人ひとりにも、性別にとらわれない生き方が求められています。

→p.48

あなたは夫婦別姓についてどう思いますか。



㊦年齢別女性の働いている割合 (「労働力調査」)

- 上のグラフをみて、次のことを考えてみましょう。
- ①M字型曲線となっているのはなぜでしょう。
 - ②10年間で曲線の形が変わったのはなぜでしょう。

雇用環境の整備
 保育サービスなどの充実
 地域社会における子育て支援体制の整備
 母子保健医療体制の充実など
 ゆとりのある教育の推進など
 生活環境の整備
 経済的負担の軽減
 教育及び啓発

㊦2003年に成立した少子化社会対策基本法で定められた、少子化に対処するための施策

互いの力で成り立っている

異性を理解し
尊重して

性差が
偏見や差別をもたらす時代があった。
いまでも
そのなごりを引きずっている人もいる。

だがどうだろう、いまの世の中は。
男も女も、みんなが力を合わせて
一緒にがんばっているじゃないか。

男女が
互いを思いやる気持ちを大切にしながら
実現していきたい
男女共同参画の社会を。



感じたこと、考えたこと

男女の関係についていろいろな場面で学んだことや
感じたこと、考えたことを記録しよう。

保健体育科で

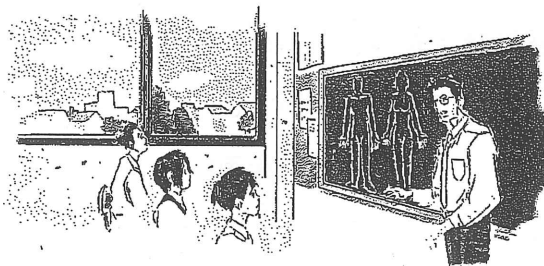
年 月 日

社会科で

年 月 日

道徳の時間で

年 月 日



技術・家庭科で

年 月 日

_____で

年 月 日

女性の視点から見た防災への取り組み

○地域防災における女性の役割について

- ・ 大規模災害時に重要とされる地域の防災力の強化に向けては、自助・共助の取り組みが必要です。
- ・ 共助の取り組みにおいて、女性の果たす役割への期待が高まっています。
- ・ 特に、避難所における女性被災者のニーズへの配慮、高齢者のケアなど、きめ細やかな対応などに期待が持たれます。
- ・ 災害時の炊き出しや給食活動においては、重要な役割を果たすものと思われます。
- ・ また、地域内の災害時要援護者確認や隣近所とのコミュニティーの維持・向上などを通じ、平常時における地域内活動や情報交換等の推進が、いざという時に役立つことを認識しておく必要があります。

○今回の地域防災計画改定に女性の声などをどういかしていくか

- ・ 委員の委嘱に際して、女性の視点をより多く頂くため新しく2名の委員（民生委員児童委員協議会会長、食生活推進員会長）を委嘱し、計画に反映させていきたいと考えています。（委員30名のうち女性委員は5名）
- ・ 特に、女性からの意見を参考に避難所運営、防災備蓄品などの計画に盛り込みたいと考えています。
- ・ 実例からみて、避難所の男女別トイレ・更衣室スペースの確保、授乳場所など子育ての女性に対する配慮、また紙オムツ、生理用品、粉ミルク、保存食料など女性、高齢者、幼児などに配慮した備蓄品の整備などが重要視される取り組みであると認識しています。

自治会での男女共同参画の取組み

(1) 自治会（区）役員への女性の参画

男女共同参画による地域社会づくりを進めるためには、男女が互いを尊重し、対等な立場で意見を出し合うことと、住民参加の施策を推進するための自治会（区）の果たす役割が非常に重要です。

そのためには、方針決定の場への女性の積極的な参画と、未来を担う人材の掘り起こしや育成を進め、より開かれた組織にしていくことが必要です。

第2次甲斐ヒューマンプランでは、重点目標のひとつとして「地域活動への男女共同参画の促進」として、地域活動へ参画するための条件整備が掲げられており、自治会（区）の運営などに女性の積極的な参画を呼びかけたり、古いしきたりを見直すための啓発活動を進めることとなっています。

平成24年度の市内自治会（区）数は136自治会（区）であり、うち、女性の自治会（区）長は3名（2.2%）です。

※地区ごとの内訳

	自治会（区）数	女性の 自治会（区）長
竜王地区	40自治会（区）	2人
敷島地区	52自治会（区）	0人
双葉地区	44自治会（区）	1人
	136自治会（区）	3人

第2次甲斐ヒューマンプランの総合目標である「男女が共に支えあう生活快適都市をめざして」のとおり、共存のまちづくりには行政と地域住民とが一体になって進めていく必要があります。

しかし、地域住民をまとめる自治会（区）長の担い手は時間に余裕のある世代の人が多く、そのほとんどは男性で、老若男女すべての人が関わるのは難しいのが現状です。

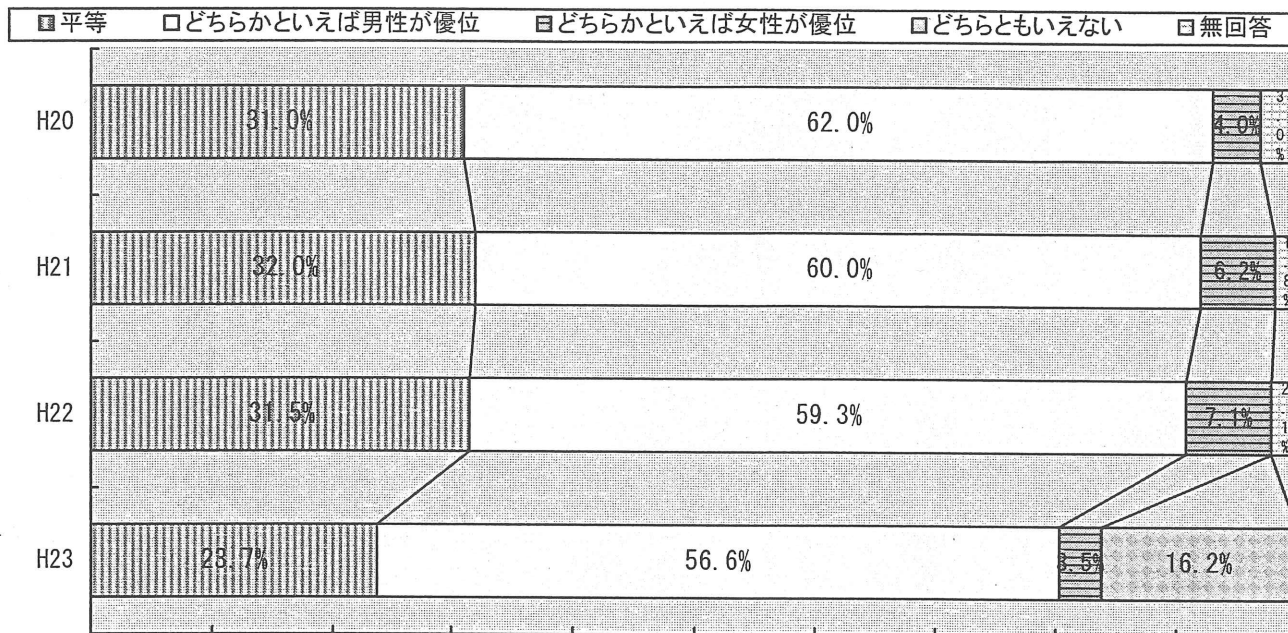
※自治会（区）長及び自治会（区）役員の選出方法につきましては、各自治会（区）により異なります。

今年度は市男女共同参画推進委員会アンケート部会より、自治会（区）長や自治会（区）役員の決定方法や女性の登用について、既にアンケート調査の実施要望がありますので、市男女共同参画推進委員会と協力しながら、自治会（区）長を対象に行う活動計画があります。

(2) 共同参画意識を高める取組み、実践例

市男女共同参画推進委員会が実施した意識調査では、男女ともに4年前の調査開始時から、地域における男女の地位は男性が優位であると回答しています。

◆地域活動や運営の場において、男女の地位は平等になっていると思いますか。



資料：甲斐市わくわくフェスタ意識調査

現在、自治会（区）において、男女共同参画の意識を高める取組み（実践活動や勉強会）の実施の有無は特に把握していません。

今後は自治会（区）長に対する学習会の開催やアンケート調査の実施により、自治会（区）の実態を把握するとともに、山梨県の新規事業「地域における男女共同参画実践活動支援事業」におきまして、県知事から委嘱された地域推進員（甲斐市は3名）が自治会に関する男女共同参画についての実践活動を重ねていき、市男女共同参画推進委員会において活動報告の場を設ける予定です。なお、今年度、来年度は地域の防災に関する実践活動を行う予定となっています。

その結果をもとに市男女共同参画推進委員が活動の一環として、地域への啓発活動を行うとともに、市では広報誌やホームページへの掲載によりお知らせしていく予定です。